

地球温暖化防止実行計画

～CO₂排出量削減に向けて～

〔第2期 平成28～32年度〕

平成28年 9月

北海道川上郡標茶町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 地球温暖化問題の概要	1
2 計画策定の背景等	1
3 計画の目的及び位置付け	2
4 計画の期間	2
5 対象部局・範囲	2
第2章 計画の実績	3
第3章 計画の目標	5
1 温室効果ガスの排出実態	5
2 温室効果ガスの削減目標	6
第4章 取組の具体的内容	7
1 省エネルギーに向けた取組	7
2 省資源に向けた取組	7
3 ごみの減量化及びリサイクルの取組	8
4 環境への配慮の取組	8
5 地域に密着した啓発活動の取組	8
5 森林整備による取組	8
第5章 計画の推進と進行管理	9
1 計画の推進体制	9
2 進行管理	9
3 計画の公表等	9

第1章 計画の基本的事項

1 地球温暖化問題の概要

地球の温度は、太陽からの日射と地表面から放射される熱とのバランスにより一定の温度に保たれています。太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線形で熱が放射されます。この熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱しているのが二酸化炭素などの温室効果ガスです。

しかし、化石燃料等の使用が増えるにつれて、温室効果ガスが大気中に大量に放出され、その濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模で気温の上昇が進行しています。これが地球温暖化です。

急激な気温上昇に伴う地球環境の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な影響が及ぶ可能性が指摘されています。

2 計画策定の背景等

平成9年12月に地球温暖化防止京都会議が開催され、温室効果ガスの削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で日本国については、平成20年から平成24年の5年間の平均的な温室効果ガスの総排出量を平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

この国際的動きを受けて、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、今日の段階からの地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地方公共団体等に対し「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（実行計画）の策定と公表が義務づけられ、本町においても平成18年度から22年度までの第1期計画を策定しました。

実行計画は、都道府県、市町村の事務及び事業における温室効果ガスの排出量削減計画ですが、標茶町においては第1期計画で設定した削減目標に届かなかった年度もあったことから、第1期計画を平成27年度末まで延長しました。

第2期実行計画においても、温室効果ガスの排出量の最も多い二酸化炭素の更なる削減に向け、各部局が連携を図りながら全職員一丸となって地球温暖化防止に努めていきます。

3 計画の目的及び位置付け

標茶町は、行政機関であるとともに、町内で最大の事業者並びに消費者であり、相当量の温室効果ガスを排出しています。最大の事業者である標茶町が率先して地球温暖化対策の取組を推進することにより、自ら排出する温室効果ガスの削減を図るとともに、地域住民や事業者に地球温暖化対策への理解と協力を促す事を目的とします。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく市町村実行計画と位置付けます。

4 計画の期間

本実行計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度までの5年間とします。

計画の策定に当たっては、平成25（2013）年度を基準年度として削減目標を設定します。

5 対象部局・施設

本実行計画の対象は、標茶町の行う事務及び事業であり、主な対象施設は、次のとおりとします。

なお、一部事務組合においても実行計画の策定が義務づけられており、本町の行政区域内に位置する川上郡衛生処理組合の衛生センターは本計画対象施設とします。

表1 主な対象施設一覧

総務課	役場庁舎
管理課	町有バス
住民課	クリーンセンター・しべちゃ斎場・塵芥特殊車両
保健福祉課	ふれあい交流センター・保育所
農林課	しべちゃ農楽校
育成牧場	育成牧場・特殊車両
水道課	下水処理場
建設課	大型公用車（バス除く）・町道街灯、ロードヒーティング
町立病院	町立病院
やすらぎ園	特別養護老人ホームやすらぎ園・デイサービスセンター
教育委員会	教育委員会庁舎・幼稚園・小学校・中学校・学校給食共同調理場
	図書館・郷土館・公民館・武道館・トレーニングセンター・プール
	アリーナJOY・プラザYOU・多目的運動広場・スクールバス
開発センター	開発センター・コンベンションホールういず
全部局	一般公用車
衛生処理組合	衛生センター

第2章 計画の実績

第1期実行計画（平成18～22年度）の二酸化炭素排出量について、基準年度（平成15年度）6,646,736kgの2.2%削減という目標に対し、平成22年度末の排出量実績は6,856,573kgで、約3.2%増加という結果となりました。

第1期実行計画の延長（平成23～27年度）については、基準年度（平成15年度）に対し、平成27年度末の排出量実績は6,146,864kgで、約7.5%削減となりました。

図1 CO₂排出量の年度別推移

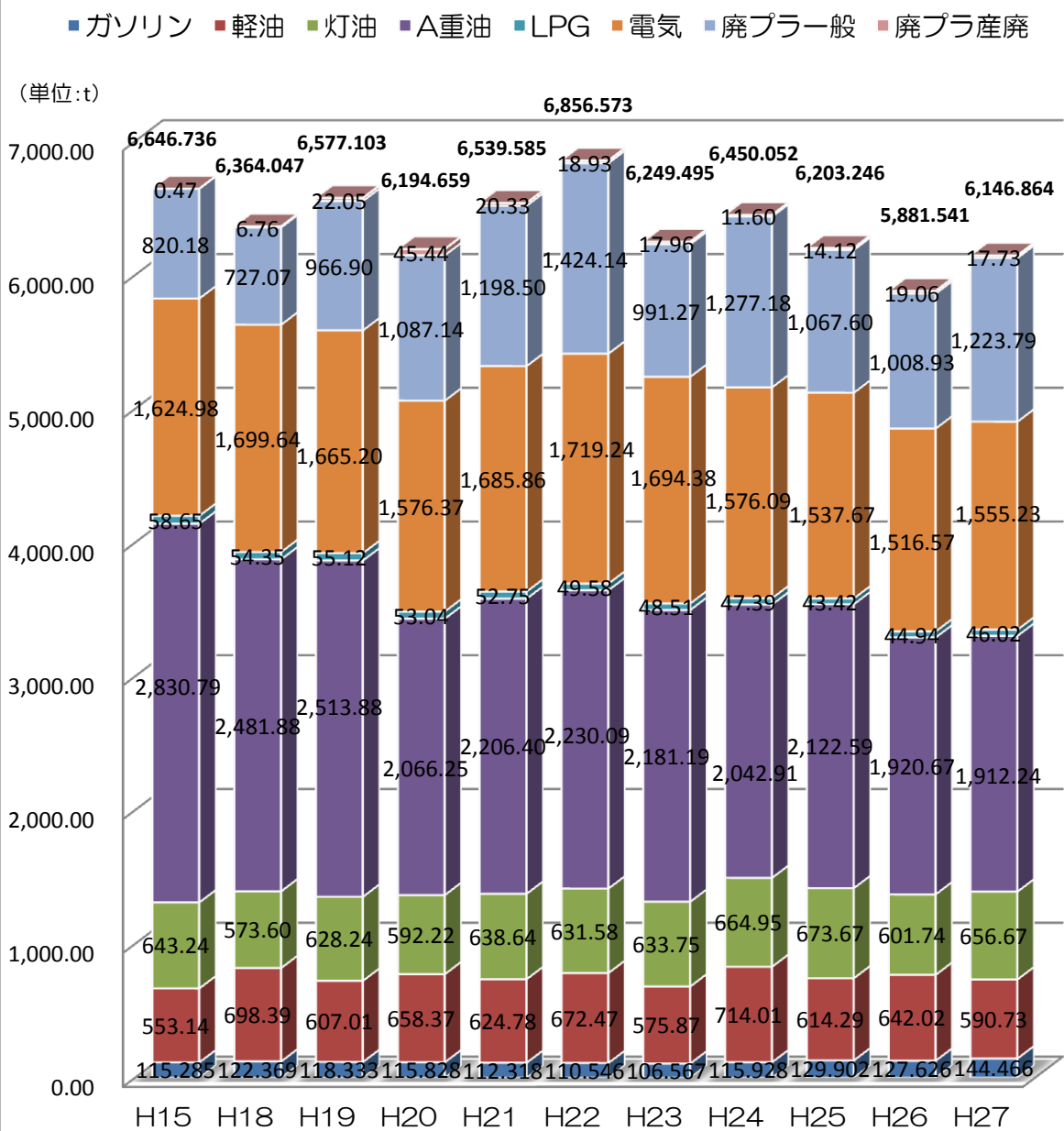


表2-1 第1期実行計画（平成18年度～平成22年度）のCO₂排出量

項目	平成15年度（基準）		平成18年度		平成19年度	
ガソリン	115,285	kg	122,369	kg	118,333	kg
軽油	553,141	kg	698,385	kg	607,005	kg
灯油	643,238	kg	573,601	kg	628,240	kg
A重油	2,830,790	kg	2,481,875	kg	2,513,881	kg
LPガス	58,650	kg	54,351	kg	55,119	kg
電気	1,624,982	kg	1,699,640	kg	1,617,500	kg
廃プラ一般	820,182	kg	727,067	kg	966,903	kg
廃プラ産廃	468	kg	6,759	kg	22,045	kg
廃油産廃	0	kg	0	kg	377	kg
合計	6,646,736	kg	6,364,047	kg	6,529,403	kg
15年度削減比	(削減目標) ▲2.2 %		▲4.25 %		▲1.77 %	

項目	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
ガソリン	115,828	kg	112,318	kg	110,546	kg
軽油	658,371	kg	624,783	kg	672,474	kg
灯油	592,215	kg	638,639	kg	631,576	kg
A重油	2,066,253	kg	2,001,556	kg	2,230,091	kg
LPガス	53,042	kg	52,752	kg	49,584	kg
電気	1,576,365	kg	1,665,535	kg	1,719,235	kg
廃プラ一般	1,087,143	kg	1,198,503	kg	1,424,142	kg
廃プラ産廃	45,442	kg	20,329	kg	18,926	kg
廃油産廃	0	kg	0	kg	0	kg
合計	6,194,659	kg	6,314,415	kg	6,856,573	kg
15年度削減比	▲6.80 %		▲5.00 %		3.16 %	

表2-2 第1期実行計画の延長（平成23年度～平成27年度）のCO₂排出量

項目	平成15年度（基準）		平成23年度		平成24年度	
ガソリン	115,285	kg	106,567	kg	115,928	kg
軽油	553,141	kg	575,871	kg	714,014	kg
灯油	643,238	kg	633,750	kg	664,947	kg
A重油	2,830,790	kg	2,181,190	kg	2,042,907	kg
LPガス	58,650	kg	48,509	kg	47,392	kg
電気	1,624,982	kg	1,694,376	kg	1,576,090	kg
廃プラ一般	820,182	kg	991,268	kg	1,277,179	kg
廃プラ産廃	468	kg	17,964	kg	11,595	kg
廃油産廃	0	kg	0	kg	0	kg
合計	6,646,736	kg	6,249,495	kg	6,450,052	kg
15年度削減比	(削減目標) ▲2.2 %		▲5.98 %		▲2.96 %	

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
ガソリン	129,902	kg	127,626	kg	144,466	kg
軽油	614,287	kg	642,017	kg	590,730	kg
灯油	673,667	kg	601,738	kg	656,665	kg
A重油	2,122,589	kg	1,920,667	kg	1,912,240	kg
LPガス	43,415	kg	44,935	kg	46,021	kg
電気	1,537,666	kg	1,516,571	kg	1,555,225	kg
廃プラ一般	1,067,604	kg	1,008,931	kg	1,223,787	kg
廃プラ産廃	14,116	kg	19,056	kg	17,730	kg
廃油産廃	0	kg	0	kg	0	kg
合計	6,203,246	kg	5,881,541	kg	6,146,864	kg
15年度削減比	▲6.67 %		▲11.51 %		▲7.52 %	

第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出実態

標茶町の事務及び事業に伴う各施設、車両等の燃料や電気の使用量を基に二酸化炭素の排出量を算出し、その合計を温室効果ガスの総排出量と算定する。

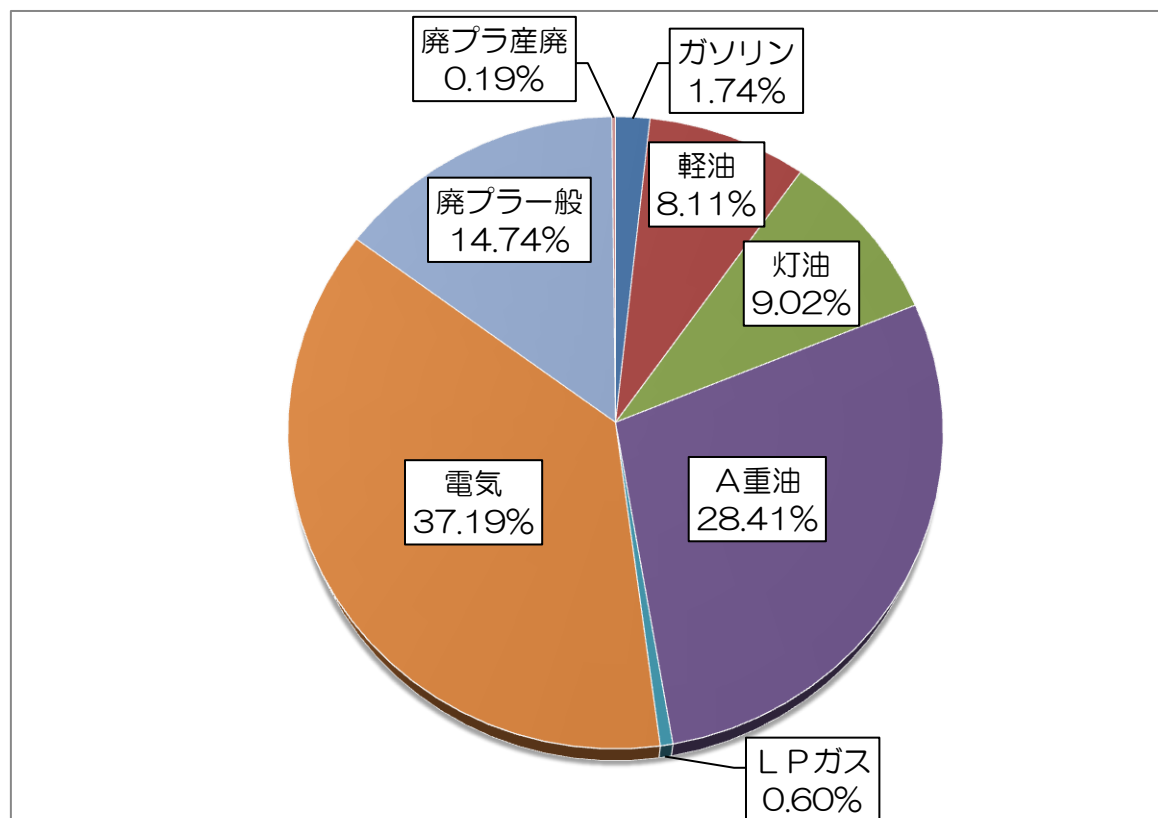
表3 CO₂の排出実態（平成25（2013）年度）

項目	使用量		二酸化炭素排出量		割合
ガソリン	55,952	ℓ	129,902	kg	1.74%
軽油	234,529	ℓ	606,249	kg	8.11%
灯油	270,605	ℓ	673,667	kg	9.02%
A重油	783,350	ℓ	2,122,589	kg	28.41%
LPガス	6,891	m ³	45,051	kg	0.60%
電気	4,067,899	kwh	2,798,715	kg	37.19%
廃プラ一般	398	t	1,101,167	kg	14.74%
廃プラ産廃	5.43	t	13,877	kg	0.19%
合計			7,491,217	kg	100.00%

※ 廃プラは、焼却量で算定

※ 排出量は第2期実行計画の係数で算定

図2 CO₂排出構成割合



2 温室効果ガスの削減目標

二酸化炭素の削減目標については、排出実態等を踏まえ、次のとおり設定する。

【総排出量の削減目標】

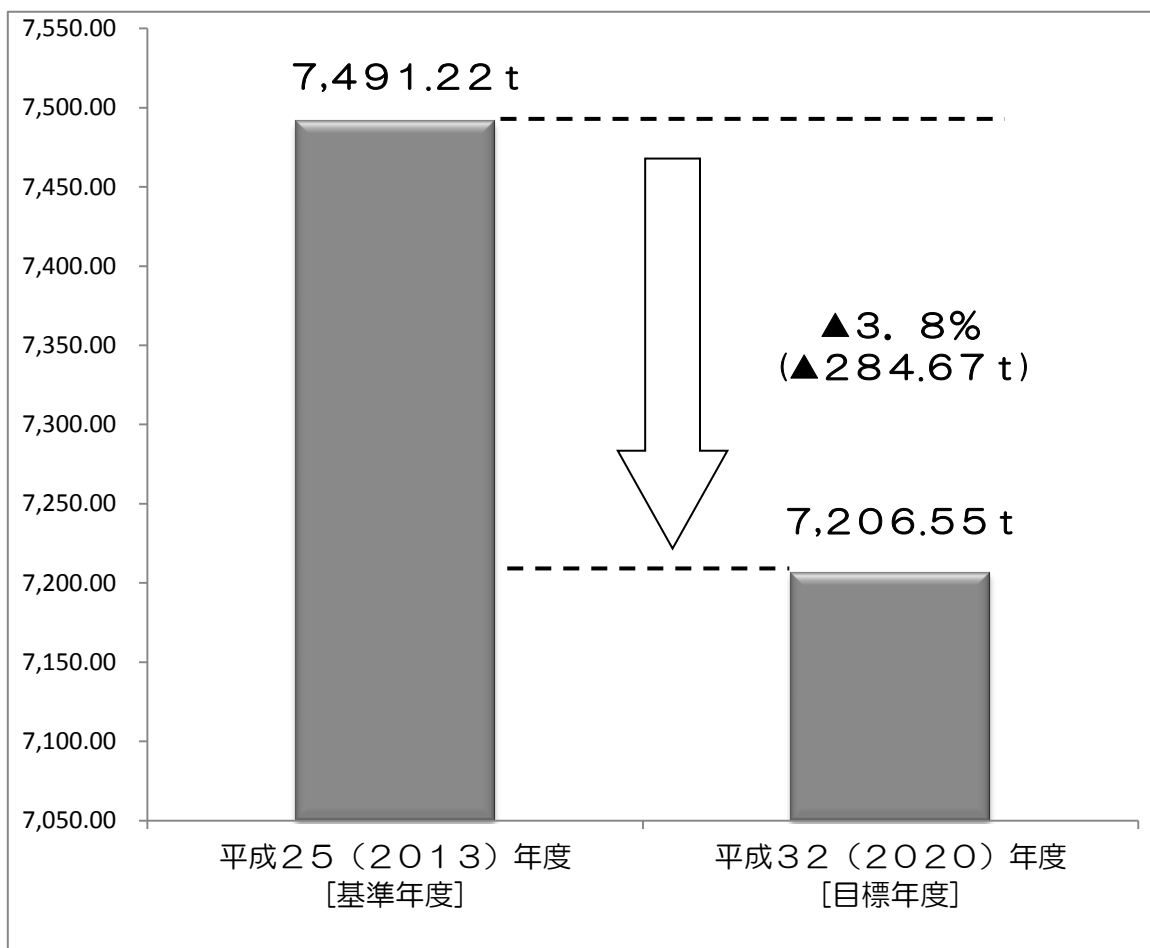
基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス総排出量は……

7,491,217（kg-CO₂）です。

平成32（2020）年度までに、3.8%削減することを目標とする。

7,491,217（kg-CO₂）⇒▲3.8%⇒7,206,551（kg-CO₂）

図3 CO₂削減目標



第4章 取組の具体的内容

温室効果ガス削減目標達成に向けて、各部局が連携を図りながら全職員が積極的に各項目を取り組んでいきます。

1 省エネルギーに向けた取組

- 冬期間の暖房温度の適正管理
- 冬期間のウォームビズファッションの推奨
- 蛍光管の取替時には、省エネルギータイプの管の選択
- 廊下などのこまめな点灯消灯
- 帰宅時のパソコン・プリンターの電源オフ
- エコドライブの実践
- 適正な暖機運転の徹底
- 待機時など不要なアイドルリングの防止
- タイヤ空気圧の目視など乗車前仕業点検の徹底
- 公用車の買替時には、より低燃費車両の導入
- 徒歩・自転車の率先利用
- 時間外勤務の縮減

2 省資源に向けた取組

- 電子メールや庁内LAN活用によるペーパーレス化
- 両面コピーの活用と不要紙の裏面再利用
- ミスコピー防止のため、コピー機使用後のリセットの徹底
- コピー用紙などの再生紙の使用、購入
- トイレトペーパーの再生紙の使用、購入
- 会議等での封筒配付の縮小
- 日常的な節水の励行

3 ごみの減量化及びリサイクルの取組

- ごみの分別排出の徹底
- 詰替やリサイクルが可能な物品の購入
- パソコンプリンターのリサイクルトナーの使用
- 事務用品購入時における袋の辞退

4 環境への配慮の取組

- エコマーク・グリーンマークの表示がある製品の購入
- 案内看板等へのリサイクルウッドの使用
- フロン排出抑制法に基づく対象機器の簡易点検及び定期点検等の実施

5 地域に密着した啓発活動の取組

- 環境行動の周知
- プラスチック類ごみの分別方法の周知

6 森林整備による取組

我が国は、国連気候変動枠組条約（COP19）において、2013年度から2020年度までに温室効果ガスの削減目標を3.8%削減すると表明しました。

森林吸収源対策について、平成25（2013）年度から平成32（2020）年度までの平均で3.5%（1990年度総排出量比）を確保することとしています。

本町においても、地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進します。

また、地域住民運動として根付いてきている「植樹」についても、環境貢献活動として継続して取り組んでいきます。

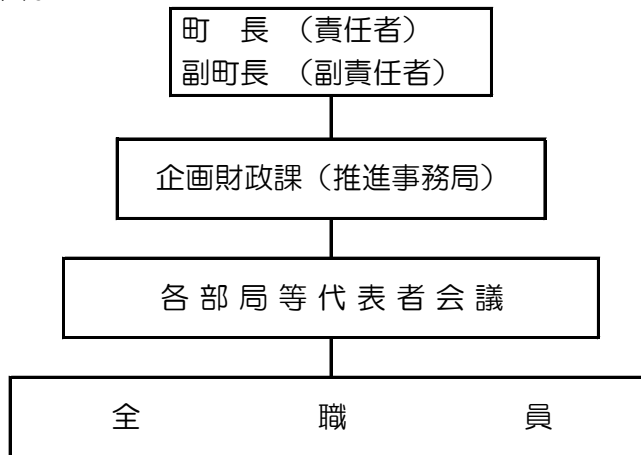
第5章 計画の推進と進行管理

計画は、樹立することが目的ではありません。目標達成に向けて全職員が確実に運用実践することが重要であり、途中経過の調査分析も不可欠であります。

1 計画の推進体制

推進体制の事務局を企画財政課に置き、各部局と連携調整し計画の推進と進行管理を行っていきます。

図4 計画の推進体制



2 進行管理

推進事務局は、各部局と連携を図りながら温室効果ガスの排出量等を調査把握し、達成状況の管理を行い、各部局等代表者会議により点検を行っていきます。

3 計画の公表等

本計画と計画の進捗状況については、広報しべちゃ及びホームページ等により公表を行っていきます。

図5 計画の進行管理

